

平成26年 5月28日

各 位

上場会社名 株式会社スーパー大栄
代 表 者 代表取締役社長 中山 勝彦
(コード番号 9819)
問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 阪本 博美
(T E L 093-602-2770)

資本準備金の額の減少及び剰余金処分に関するお知らせ

当社は、平成26年 5月26日開催の取締役会において、平成26年 6月27日開催予定の第43期定時株主総会に、下記のとおり、「資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の目的

今後の財務戦略上の柔軟性及び流動性を確保するため、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金54,266,180円を減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する資本準備金の額

資本準備金1,747,275,011円のうち、54,266,180円

なお、減少後の資本準備金の額は1,693,008,831円になります。

② 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成26年6月30日

(2) 剰余金処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)による振り替え後のその他資本剰余金54,266,180円のうちその全額を繰越利益剰余金に振り替え欠損填補に充当するものであります。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 54,266,180円

② 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 54,266,180円

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の日程

(1) 取締役会決議日 平成26年5月26日

(2) 定時株主総会決議日 平成26年6月27日(予定)

(3) 効力発生日 平成26年6月30日(予定)

なお、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生いたしません。

4. 今後の見通し

本件は純資産の部の勘定の振替となりますので、当社の純資産の額には変動はなく、本件が当社の業績に与える影響はありません。

なお、上記の内容につきましては、平成26年6月27日開催予定の第43期定時株主総会において承認可決されることを条件としています。

以 上